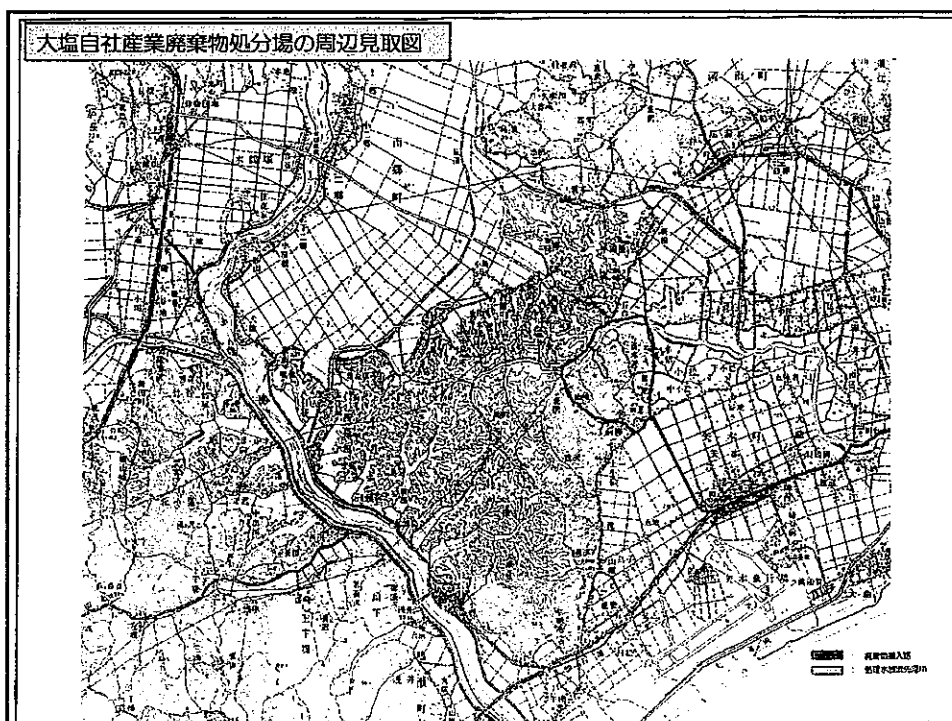


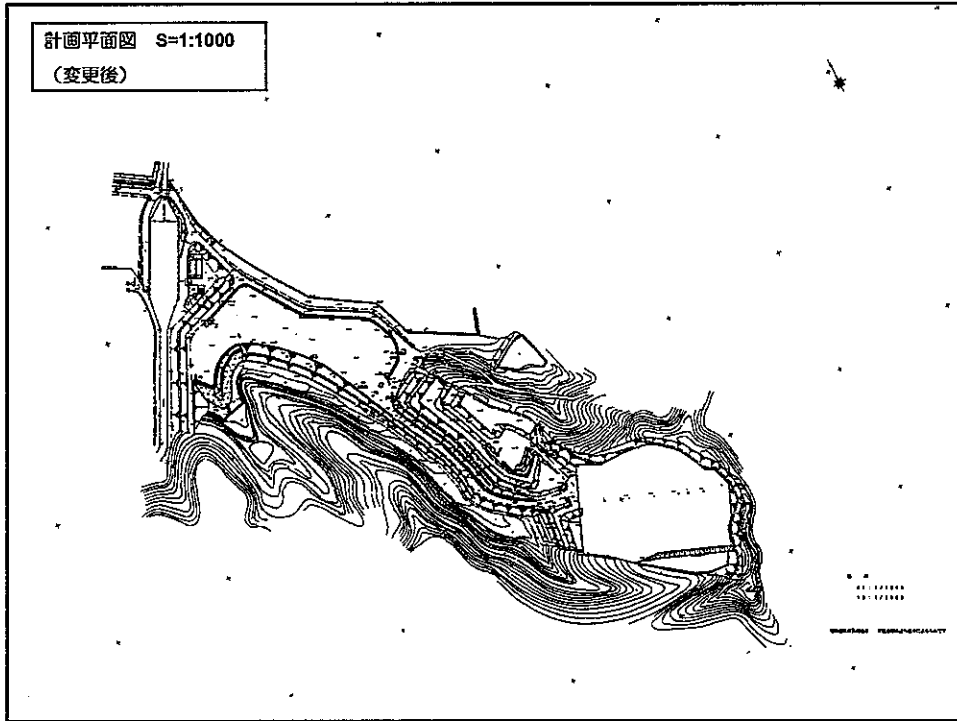
# 産業廃棄物処理施設変更計画の概要

(最終処分場埋立容量及び地番の変更)

平成20年 9月19日

日本製紙株式会社 石巻工場





**産業廃棄物最終処分場の概要**

1. 最終処分場の種類名称

種類：管理型

名称：日本製紙株式会社石巻工場 産業廃棄物最終処分場

計画平面図：昭和62年11月14日届出

2. 最終処分場の規模

敷地面積：38,700 m<sup>2</sup>

埋立地面積：33,600 m<sup>2</sup>

埋立容量：409,500 m<sup>3</sup>

5. 埋立対象廃棄物の種類：燃え殻、ばいじん

6. 埋立廃棄物量と埋立残余量（平成20年3月末現在）

燃 え 殻：92,039 m<sup>3</sup>

ばいじん：53,129 m<sup>3</sup>

覆 土 量：27,174 m<sup>3</sup>

埋立残余量：70,419 m<sup>3</sup>（埋立容量変更後表示）

浸出水処理設備：鉄筋コンクリート製中和槽

浸出水貯留設備：（ビニールシート）

集水設備：U字溝、ヒューム管、有孔ヒューム管

開 渠 等：ヒューム管

浸出水処理設備：鉄筋コンクリート製混和槽

中和・凝集沈澱方式（処理能力：435 m<sup>3</sup>/日）

排ガス処理設備：なし

悪臭防止対策：なし

衛生害虫防止対策：なし

8. 放流排水水質（設計放流排水水質）

水素イオン濃度：5.3～8.6

浮遊物質：20 mg/l

化学的酸素要求量：20 mg/l

生物化学的酸素要求量：20 mg/l

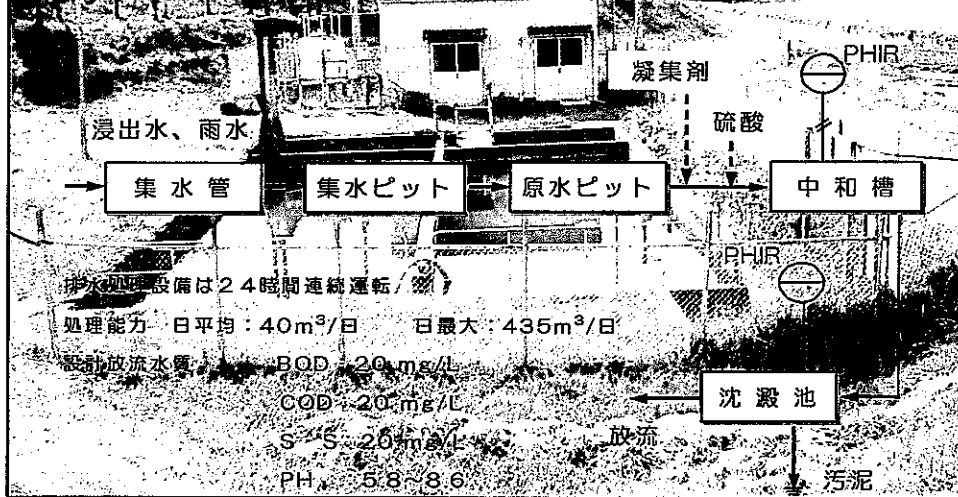
① その他環境保全設備の概要

- (1) 防火及び産業廃棄物の飛散対策：散水設備
- (2) 遮水シート保護対策：遮水シート外部遮光シート施工
- (3) 浸出水貯留槽：定期的揚泥
- (4) 衛生害虫防止対策：処分場内及び周辺定期的草刈
- (5) 埋立造成地法面保護対策：法面保護シート定期的更新

### 10. 浸出水及び雨水の処理方式

処分場内降雨による浸出水は地下埋設集水管、雨水は雨水溝経由で集水ピットへ流入する。その後原水ピットに流入し、凝集剤及び硫酸の添加による中和槽経由で沈殿槽に流入する。凝集剤処理された処理水は隣接する埋立土壌に浸透させる。

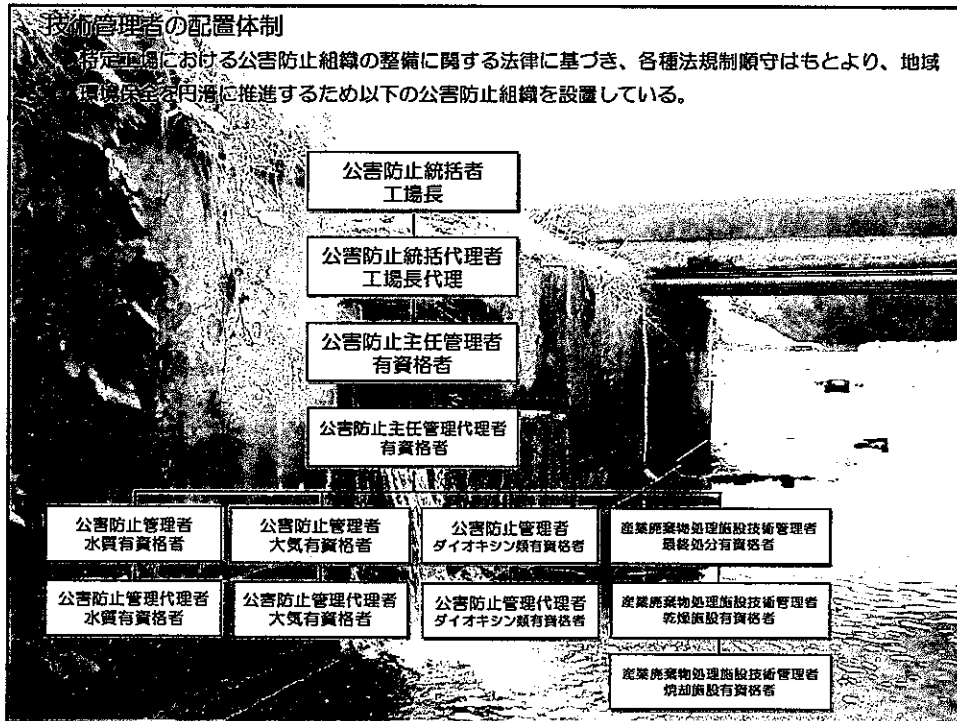
浸出水及び雨水の処理フロー図（処理方式：中和・凝集沈殿方式）



### 産業廃棄物最終処分場の管理体制

産業廃棄物処分業（焼却処理及び最終処分）を取得しているが、焼却処理施設に余力が

2. 最終処分場の確保が困難な場合、焼却処理施設に余力がある場合は、焼却処理施設に委託して焼却処理を行う。
3. 当該焼却処理から発生する燃え殻及びばいじん、灰汁等は、焼却処理施設に搬入し、焼却処理施設に委託して焼却処理を行う。原料及び下層部盛材等は、中間処理委託と最終処分委託の両方で委託している。当該最終処分場での埋立処分は、中間処理委託先が天災等による事業不能となった場合の緊急時のみとする。
4. 当該最終処分場に搬入する産業廃棄物量は、当該トラックスケールで計量する。
5. 最終処分場に関する従業員と収集運搬業者に対し、燃焼法に関する基礎的知識を教育を実施する。
6. 最終処分場の維持管理は、所轄の環境管理課長が技術管理者と協議のうえ、維持管理計画の作成と、係員を指揮監督して施設の維持管理を行う。



■ 産業廃棄物処理施設変更計画の概要

1. 産業廃棄物最終処分場埋立容量変更  
 設置届出埋立容量：409,500m<sup>3</sup>  
 変更後埋立容量：243,191m<sup>3</sup>（対設置届出値40.6%減）

(1) 変更までの経緯

- ①新設8号石炭ボイラから発生する石炭灰及び既設廃棄物焼却炉焼却灰の外部委託最終処分灰の埋立処分を目的に、昭和62年11月に東松島市大塩地区に設置。
- ②廃掃法が平成17年に改正され、廃棄物最終処分場埋立残容量の測量報告が義務化。
- ③平成18年1月実施の第三者測量機関による廃棄物最終処分場埋立残容量の測量結果、埋立容量が昭和62年4月提出の施設設置届出書計画値より大幅に少ないことが判明。
- ④県廃棄物対策課の指導に基づき、本年3月に埋立容量等変更届出書提出。

(2) 埋立容量の異なった理由

- ①廃棄物最終処分場設置当時は、施設設置が許認可制度でなく届出制度。このため設置予定地所轄東松島市の林地開発許可と周辺住民の同意を得てから施設設置届出し、その後最終処分場設置工事に着手。施設設置届出の埋立容量等は、届出前に設置予定丘陵林地等の測量結果から求めており、地下地盤情報の少ない埋立容量で過大評価していた。
- ②最終処分場内の浸透水及び雨水は、埋立地奥側から埋立地入口側へヘッド差で集水する構造となっている。埋立地入口側の岩盤が計画より浅く、遮水シート、浸透水及び雨水集水管敷設位置が計画値より浅くなり埋立容量も少なくなった。
- ③処分場用地取得及び許認可の遅れから、新設8号石炭ボイラ稼働により発生した石炭灰の埋立処分が困難となり、処分場入口側埋立地造成と並行して埋立処分が行なわれ、当初計画に沿った埋立地造成と埋立処分が出来ず埋立容量も減少した。
- ④宮城県北部地震等による埋立地の大規模法面崩壊復旧工事で法面安息角変更造成を行なったことにより埋立容量が縮小した。

産業廃棄物処理施設設置許可証

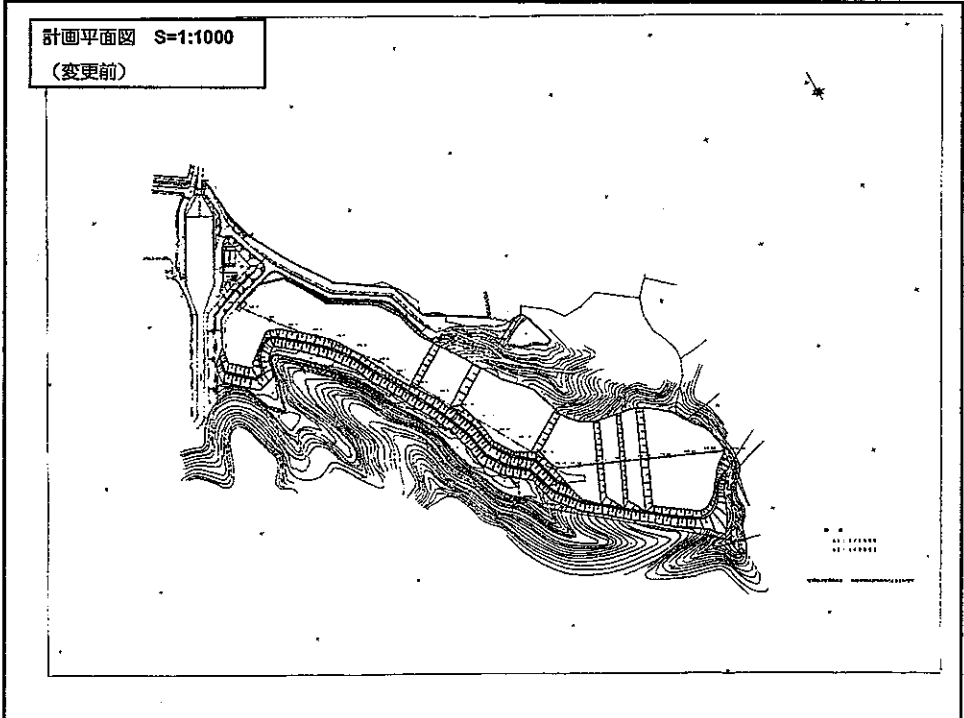
平成19年8月24日

住所 宮城県石巻市南光町二丁目2番1号  
 氏名 日本製紙株式会社石巻工場  
 常務取締役工場長 平川昌宏

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

宮城県知事 村井 嘉 弘

許可の年月日	昭和37年4月14日開始	許可番号	10-19-0
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類	施設の種類：管理型最終処分場（施設番号令第7条第14号ハ） 処理する産業廃棄物の種類：燃え残、ばいじん（以下略台）		
設置場所	宮城県石巻市大字西原町1-1、11-1、11-4、14-1、3-1、9-1、9-2、6、8、13-1、13-3、12番		
処理能力	焼立能力 33,000㎡	埋立容量	409,500㎡
許可の条件	なし		
関係法令第17条の規定による許可証の提出の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/>		
留意事項	1 施設の種類に当たっては、各関係法規を遵守すること。 2 許可内容等に変更があった場合は当方に通知し、指示を受けること。		
備考	平成19年8月24日 経費変更による許可証の再換発		





■ 産業廃棄物処理施設変更計画の概要

2. 産業廃棄物最終処分場設置場所の地番変更

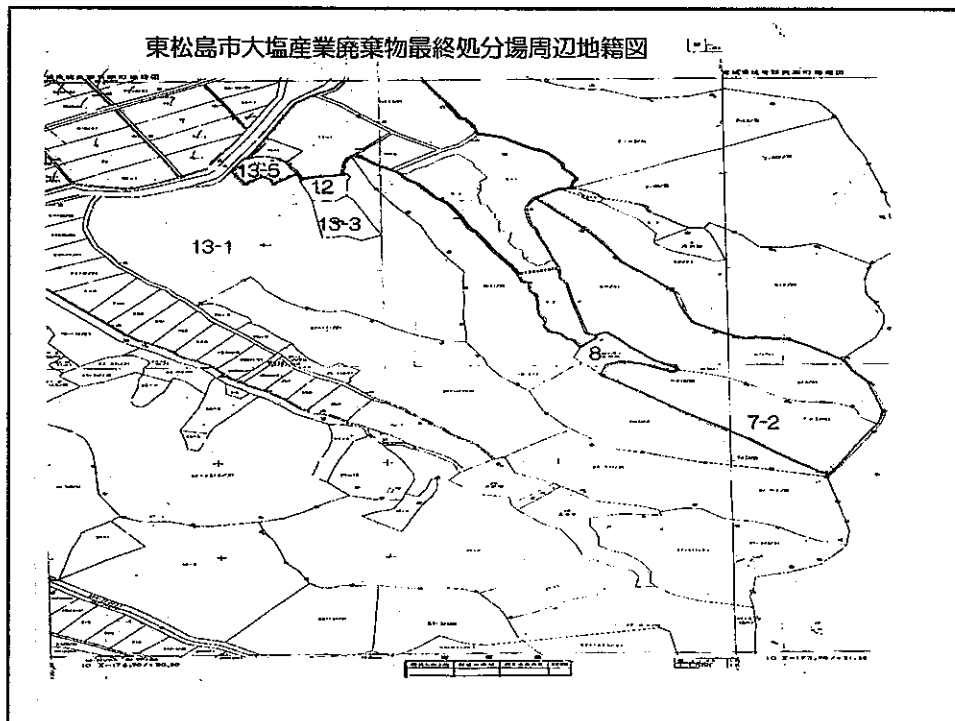
設置届出地番：宮城県東松島市大塩字笹原田 1-1, 11-1, 11-4, 14-1, 3-1, 9-1, 9-2, 6, 8, 13-1, 13-3, 12番

変更後地番：宮城県東松島市大塩字笹原田 1-1, 11-1, 11-4, 14-1, 3-1, 9-1, 9-2, 6, 7-2, 13-5番

(1) 地番変更の理由

① 廃棄物最終処分場の設置計画段階で、現況最終処分場の西側隣接地取得交渉が難航していたが、設置工事着手までに取得契約が成立するとの判断から、未取得地の地番 8, 13-1, 13-3, 12を設置場所の地番に含め施設設置届出の申請をしていた。但し、埋立地造成工事の関係から、最終処分場の敷地面積、埋立地面積及び埋立容量に前述未取得地は含まれておらず、土地取得後に改めて変更届出をする計画であった。前述未取得地は現在も取得出来ない。最終処分場設置後少なくとも1年以内に地番変更すべきであったが、当場の業務引継ぎ不備により今日に至っている。

② 現況最終処分場埋立地内の地番7-2, 13-5番を施設設置届出書に記載漏れをしていた。





## ■ 環境保全措置（維持管理計画）

産業廃棄物処理施設の変更許可申請は、施設設置届出時の計画埋立容量に対し施設造成後の埋立容量が少なかったこと、施設設置場所の地番記載ミスが判明したために行うもので、基本的に維持管理計画の変更はない。このため放流排水水質の変更もないため施設周辺への生活環境影響は現況と変わらない。以下に現況維持管理計画を示す。

### 1. 産業廃棄物最終処分場において講ずる措置

- (1) 最終処分場へ廃棄物を搬入する際は、廃棄物最終処分場管理者である環境管理課長が工場長代理の承認を得るとともに、東松島市及び周辺住民代表に事前説明を行う。
- (2) 燃え殻及びばいじん以外の廃棄物を埋立処分しない。
- (3) 廃棄物の搬入路は県道河南鳴瀬線、回送路は県道大塩小野停車場線を走行し、搬入時間帯は8時30分から16時30分を厳守する。
- (4) 廃棄物の飛散及び流出防止から、埋立する廃棄物を3m厚で転圧後50cm以上の厚さで即日覆土する。
- (5) 廃棄物の飛散及び流出防止から、廃棄物を搬入する車輛は、回送時処分場内でタイヤ等の洗浄を厳守する。

## ■ 環境保全措置（維持管理計画）

- (6) 日常維持管理として以下の項目を係員が週1回以上設備点検を行い、その結果を廃棄物最終処分場管理者と技術管理者に報告する。異常があった場合は、管理者及び技術管理者に直ちに連絡し対応の指示を受ける。異常の原因及び対応について別途報告書を管理者及び技術管理者に提出する。

### ①放流排水水質保全対策としてPH計及び薬品自動添加装置の点検

#### ②構造基準

- |                 |                |
|-----------------|----------------|
| ○門扉及び侵入防止柵の状態   | ○最終処分場表示立て札の状態 |
| ○地盤滑り及び沈下防止工の状態 | ○堰堤及び擁壁の状態     |
| ○浸透水及び雨水集合槽の状態  | ○浸透水処理設備の状態    |
| ○放流排水水質の状態      | ○地表水流入防止開渠の状態  |

#### ③維持管理基準

- |                 |                  |
|-----------------|------------------|
| ○産業廃棄物の飛散流出状態   | ○悪臭の発散状態         |
| ○消火器及び消防用ポンプの状態 | ○ネズミの生息及び害虫発生の状態 |
| ○観測井戸地下水質の状態    | ○開渠に土砂等の堆積状態     |

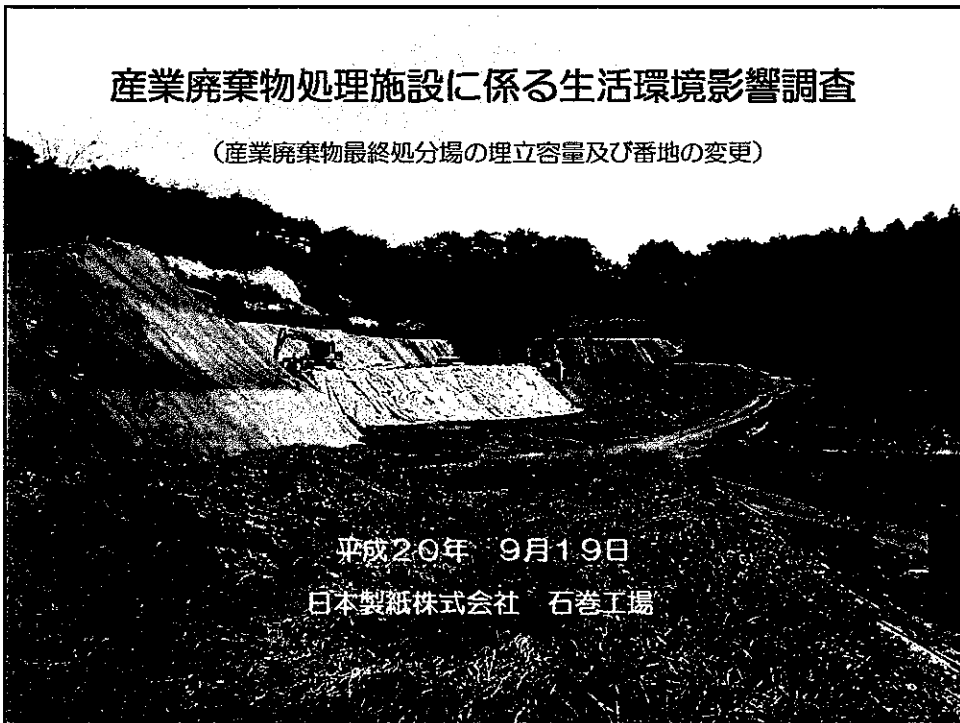
#### ④降雨量測定

■ 環境保全措置（維持管理計画）

- (7) 定期点検として1ヶ月1回PH計の定期点検校正実施と、その結果を廃棄物最終処分場管理者及び技術管理者に報告する。
- (8) 最終処分場内の浸透水遮水シート破損の判断は、観測井戸地下水と浸透水の電気伝導度及び塩素イオン濃度の比較で行う。観測井戸地下水の水質管理基準値を超過した場合、毎日測定し3日連続超過した場合、遮水シート破損と判断し修繕部門に連絡する。
- (9) 浸透水、放流排水及び観測井戸地下水のPH、SS、COD、電気伝導度、塩素イオンを月2回以上測定し下記自主管理基準値以下であることを確認する。
- |                  |                      |
|------------------|----------------------|
| a. 放流排水水質自主管理基準値 | b. 観測井戸地下水水質自主管理基準値  |
| PH : 6.0~8.4     | PH : 6.0~8.4         |
| SS : 10 mg/l 以下  | 電気伝導度 : 0.6 ms/cm 以下 |
| COD : 10 mg/l 以下 | 塩素イオン : 50 mg/l 以下   |
- (10) 東松島市との公害防止協定に基づき、放流排水と対象水の農業排水沈砂池出口河川水を東松島市職員立合いで毎月1回採水し、排水基準を定める総理府令別表2の項目を測定する。測定結果報告書は、東松島市と最終処分場周辺行政区長にそれぞれ提出する。
- (11) 放流排水と観測井戸地下水のダイオキシン類濃度測定は、年1回第三者計量証明事業所に測定委託する。
- (12) 浸出水処理設備に堆積する汚泥は、年1回揚泥して工場内排水処理設備で処理する。
- (13) 病害虫防止対策として処分場内の草刈を年2回以上実施する。

## 産業廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査

(産業廃棄物最終処分場の埋立容量及び番地の変更)



平成20年 9月19日

日本製紙株式会社 石巻工場

■ 廃棄物最終処分場設置区域及び周辺の状況

1. 大気汚染防止

当該廃棄物最終処分場には、大気汚染防止に該当する施設がないことと、埋立処分時の粉塵飛散と廃棄物搬入車輛による大気汚染の環境影響が軽微なため省略する。

2. 騒音防止

当該廃棄物最終処分場周辺は、騒音規制法及び宮城県公害防止条例等の指定地域に該当していない。最終処分場周辺は2車線以上の車道もなく民家からも距離があるため、騒音による環境影響がほとんどないため省略する。

3. 振動防止

振動には、騒音のように環境基準は定められていない。当該廃棄物最終処分場の周辺2 Km以内に学校、保育所及び診療所等はなく民家からも距離があるため、振動による環境影響はほとんどないため省略する。

4. 悪臭防止

廃棄物最終処分場は悪臭防止法及び宮城県悪臭公害防止対策要綱の適用施設となる。埋立物が石炭ボイラと廃棄物焼却炉からの燃え殻及びばいじんの無機物となっているため、最終処分場からの悪臭による環境影響がないため省略する。

5. 地下水汚染

埋立開始以降の放流排水水質測定結果で有害物質は定量下限未満若しくはそれに近い値で推移している。平成10年以降地下観測井戸を設置して水質監視を行なっているが問題は無い。以上から周辺地下水への環境影響は省略する。

■ 廃棄物最終処分場設置区域及び周辺の状況

6. 水質汚濁防止

(1) 生活環境の保全に関する環境基準 (河川)

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値				大腸菌群数
		水素イオン濃度 (PH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	
AA	水道1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1 mg/L以下	25 mg/L以下	7.5 mg/L以上	50MPN/100 mL以下
A	水道2級、水産1級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2 mg/L以下	25 mg/L以下	7.5 mg/L以上	1,000MPN/100 mL以下
B	水道3級、水産2級、及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3 mg/L以下	25 mg/L以下	5 mg/L以上	5,000MPN/100 mL以下
C	水道3級、工業用水1級、及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5 mg/L以下	50 mg/L以下	5 mg/L以下	
D	工業用水2級、農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8 mg/L以下	100 mg/L以下	2 mg/L以下	
E	工業用水3級、環境保全	6.0以上 8.5以下	10 mg/L以下	ごみなどの浮遊が認められないこと	2 mg/L以下	

備考 1. 基準値は日間平均値とする。(湖沼、短域もこれに準ずる)  
2. 農業用水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5 mg/L以上とする。(湖もこれに準ずる)

■ 廃棄物最終処分場設置区域及び周辺の状況

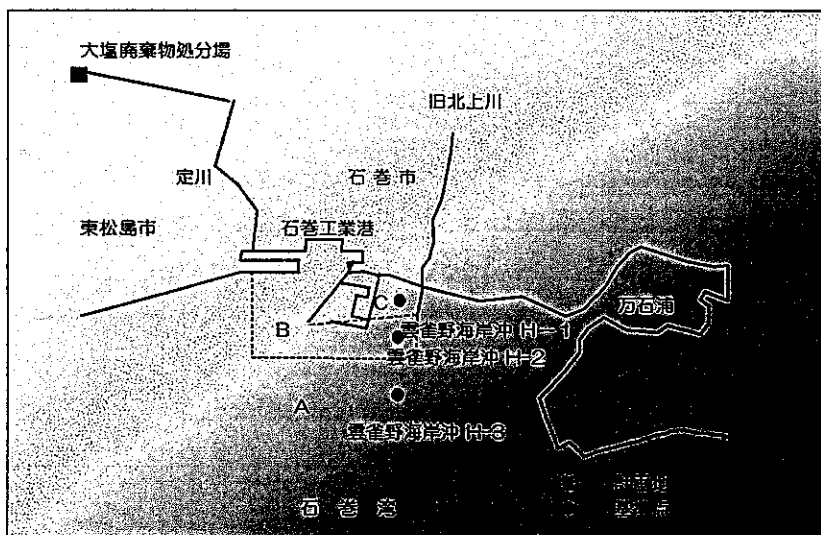
(2) 生活環境の保全に関する環境基準（海域）

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値				
		水素イオン濃度 (PH)	化学的 酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン抽出物質 (油分等)
A	水産1級、水浴、自然環境保全及びB以下の用に揚げるもの	7.8以上 8.3以下	2 mg/L以下	7.5 mg/L以上	1,000MPN/ 100ml以下	検出されないこと
B	水産2級、工業用水及びCの用に揚げるもの	7.8以上 8.3以下	3 mg/L以下	5 mg/L以上		検出されないこと
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8 mg/L以下	2 mg/L以上		

備考 水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数70MPN/100ml以下とする。

■ 廃棄物最終処分場設置区域及び周辺の状況

(3) 生活環境の保全に関する環境基準の類型指定状況（海域）



■ 廃棄物最終処分場設置区域及び周辺の状況

(4) 水質汚濁防止法及び公害防止協定の排水基準

特定事業場からの排水基準は、水質汚濁防止法及び宮城県公害防止条例により許容限度が定められている。当該産業廃棄物最終処分場は、東松島市との公害防止協定により生活環境項目の生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量及び浮遊物質量が、国の排水基準より更に厳しい許容限度が定められている。尚、国の排水基準だけでは環境基準の確保が困難である水域は、水質汚濁防止法に基づき条例により特別排水基準が適用されるが、当該最終処分場から排水を放流する定川水系は適用されていない。

排水基準を定める総理令と公害防止協定生活環境項目

排水基準		許容濃度 mg/L	東松島市との 公害防止協定値 mg/L
種類及び項目			
水素イオン濃度 PH	遊 域	5.0 ~ 9.0	
	そ の 他	5.8 ~ 8.6	5.8 ~ 8.6
生 活 環 境 項 目	生物化学的酸素要求量 BOD	60	20
	化学的酸素要求量 COD	90	20
	浮 遊 物 質 量 SS	60	20
環 境 項 目	ノルマルヘキサン抽出物質含有量		
	鉱物油含有量 脂溶性炭素含有量	5 30	
環 境 項 目	フェノール類含有量	5	
	銅 含 有 量	3	
	亜 鉛 含 有 量	2	
	溶解性鉄含有量	10	
	溶解性マンガン含有量	10	
	クロム含有量	2	
	大腸菌群数	日周平均3,000個/cm <sup>2</sup>	
	窒素含有量	120 (日周平均60)	
	塩 含 有 量	16 (日周平均 8)	

■ 生活環境影響要因の抽出及び調査項目設定

1. 調査項目の設定

廃棄物最終処分場からの浸出水及び雨水は、全て排水処理施設で処理され、放流口から隣接する定川支流（農業排水路）へ放流する。埋立容量変更後も同様の処理を行なう。

これまでの放流排水の生活環境項目及び有害物質の測定結果は、生活環境項目は、排水基準及び東松島市との公害防止協定値全てを満足している。また、有害物質も定量下限未満若しくはそれに近い値で問題ない。以上から放流排水の定川支流に対する環境影響は、一般的な項目の生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量及び浮遊物質量並びに水素イオン濃度を調査項目と設定した。

生活環境影響要因と生活環境影響調査項目

調査項目	生活環境影響要因		埋立処分時 の粉塵飛散	処分場排水 の排出	処分場浸透 水地下漏洩	埋立処分時 の騒音・振動	処分場から の悪臭漏洩	廃棄物運搬 車輛の走行
	生活環境影響調査項目							
大気汚染	二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )							
	粉 塵	—						
水質汚濁	生物化学的酸素要求量 (BOD)		◎					
	化学的酸素要求量 (COD)		◎					
	浮遊物質量 (SS)		◎					
	水素イオン濃度 (PH)		◎					
	地下水汚染			—				
騒 音	騒音レベル				—			—
振 動	振動レベル				—			—
悪 臭	悪臭指数					—		

注) 凡例 ◎: 影響する可能性があるため調査項目として選定する。  
—: 影響がないため調査項目として設定しない。

2. 現況調査手法

現況調査は、平成19年度の東松島市との公害防止協定に基づき実施した、廃棄物最終処分場放流排水と放流先定川支流（農業排水路）河川水水質測定結果を基に、最終処分場放流排水の定川支流に及ぼす影響評価を行った。

産業廃棄物処分場放流排水水質（平成19年度平均測定値）

生物化学的酸素要求量 （BOD）	化学的酸素要求量 （COD）	浮遊物質量 （SS）	水素イオン濃度 （PH）	排水量
mg/L				m <sup>3</sup> /日
1.3	3.2	2.8	7.3	5.1

定川支流（農業排水路）放流排水水質（平成19年度平均測定値）

生物化学的酸素要求量 （BOD）	化学的酸素要求量 （COD）	浮遊物質量 （SS）	水素イオン濃度 （PH）	河川水量
mg/L				m <sup>3</sup> /日
4.7	8.4	9.5	7.5	1,044

注）定川支流（農業排水路）の河川水量は、降雨及び稲作作業状態の影響で大幅に変動する。東松島市との公害防止協定に基づく定期排水採取時の平成19年8月22日にスポットで測定した値を示す。

■環境影響調査結果

1. 水質汚濁防止の現況調査方法

(1) 調査地点

調査地点は、廃棄物最終処分場放流排水が流入する定川支流（隣接農業排水路）の水質に対する影響を評価するため定川支流の廃棄物最終処分場放流排水合流地点とした。

(2) 調査時期

水質影響評価資料は、東松島市との公害防止協定に基づき実施した、平成19年度廃棄物最終処分場放流排水と放流地先上流の定川支流（農業排水路）河川水水質測定結果を使用。

(3) 調査項目と調査方法

調査項目と調査方法を以下に示す。

調査対象	調査項目	調査方法
水質汚濁防止	水素イオン濃度（PH）	JIS K 0102 12.1（ガラス電極法）
	生物化学的酸素要求量（BOD）	JIS K 0102 21
	化学的酸素要求量（COD）	JIS K 0102 17
	浮遊物質量（SS）	昭和48年環境庁告示第59号付表8

## 2. 調査結果

調査結果を以下に示す。当場廃棄物最終処分場放流排水流入により定川支流（農業排水路）の水質は、希釈により若干改善されている。但し、定川のC類系BOD環境基準値に対し流入前のBOD濃度が高いため基準値に近い値となっている。しかし、定川支流河川水量が少ないため、宮城県で定めている定点観測地の定川大橋付近での水質に対する影響は軽微であると推定される。

### 産業廃棄物処分場放流排水の定川支流（農業排水路）への影響評価

	水素イオン濃度 (PH)	生物化学的酸素要求量	化学的酸素要求量	浮遊物質濃	河川水量
		(BOD)	(COD)	(SS)	
mg/L					m <sup>3</sup> /日
定川支流（農業排水路） （放流排水流入前）	7.5	4.70	8.40	9.50	1,044
定川支流（農業排水路） （放流排水流入後）	7.5	4.68	8.37	9.47	1,049

※ 参考 定川（定川大橋付近）水質推移：文献宮城県環境白書

監視項目	基準値 (mg/L)	水質 75% 値					環境基準適合
		H.11	H.12	H.13	H.14	H.15	
生物化学的酸素要求量	5	2.4	1.8	2.2	2.3	2.0	○
浮遊物質濃	目標 50.0	19.0	13.0	17.0	11.0	17.0	○

## ■生活環境保全のための措置

### 1. 生活環境保全対策

#### (1) 大気汚染防止

産業廃棄物運搬車輛の走行は、東松島市との公害防止協定で定める午前8時30分から午後4時30分間帯とし、搬入路県道河南鳴瀬線及び回送路県道大塩小野停車場線を厳守する。埋立処分を行う際は、埋立産業廃棄物を3m厚とし転圧後、50cm以上の厚さで即日覆土を行う。更に、強風時は必要に応じ埋立地内散水と搬入車輛の回送時タイヤ洗浄を行う。

#### (2) 水質汚濁防止

産業廃棄物処分場内の降雨による浸出水は地下埋設の集水管、その他は雨水溝を経由して集水ピットに集められる。その後原水ピットに送られ凝集沈澱用ポリ塩化アルミニウムとPH調整用硫酸が添加され、中和槽を経由して沈澱池に送られる。凝集沈澱処理された浸出水及び雨水は隣接の定川支流（農業排水路）に放流される。東松島市との公害防止協定水質を上限として、適切な排水管理を行って放流する。

#### (3) 地下水汚染防止

重金属等有害物質を含む廃棄物の埋立処分を行っていないため問題はないが、地下観測井戸の定期的水質測定による監視を継続する。

#### (4) 騒音・振動対策

産業廃棄物運搬車輛の走行は、東松島市との公害防止協定で定める午前8時30分から午後4時30分間帯とし、搬入路県道河南鳴瀬線及び回送路県道大塩小野停車場線を厳守して処分場周辺への騒音・振動の環境影響を極小化する。

2. 生活環境監視計画

(1) 産業廃棄物処分場放流排水の水質測定

測定項目	測定頻度	測定箇所	備考
水素イオン濃度	2回以上/月	浸出水、放流排水 No.1・2・3観測井戸地下水	自社測定による水質監視
化学的酸素要求量			
浮遊物質量			
電気伝導率	2回以上/月	浸出水、放流排水 No.1・2・3観測井戸地下水	自社測定による水質監視
塩素イオン濃度			
排水基準を定める省令 別表第2の項目	1回/月	放流排水 定川支流（農業排水路）	別表第2の項目自社測定 ふっ素他第三者計量機関
ふっ素及びその化合物			
ぼう素及びその化合物			
アンモニア、アンモニア化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物			
排水基準を定める省令 別表第1の項目	1回/年	放流排水 定川支流（農業排水路） No.1・3観測井戸地下水	第三者計量機関
土壌汚染に係る環境基準 別表項目	1回/年	定川支流の放流口上流 及び下流底質土	第三者計量機関

(2) 産業廃棄物処分場の定期点検等

点検項目	点検頻度	備考
浸出水処理設備の運転状況及び薬液調整	2回/週	日常管理・監視
電気及び計装機器点検	1回/月	
処分場内構造基準及び維持管理状況点検	1回/週	
浸出水処理設備沈澱池内堆積物揚泥清掃	1回/年	
処分場内草刈除草	2回以上/年	